

【鳥インフルエンザ・ASF 合同関係府省庁連絡会議幹事会】

・ 日程 令和8年7月13日（月） 14：00～14：30

・ 議題

- ① 高病原性鳥インフルエンザの発生状況と今後の対策について
- ② 我が国におけるアフリカ豚熱及び豚熱の対策と現状について

・ 出席者

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁、国土交通省、環境省、防衛省、内閣官房

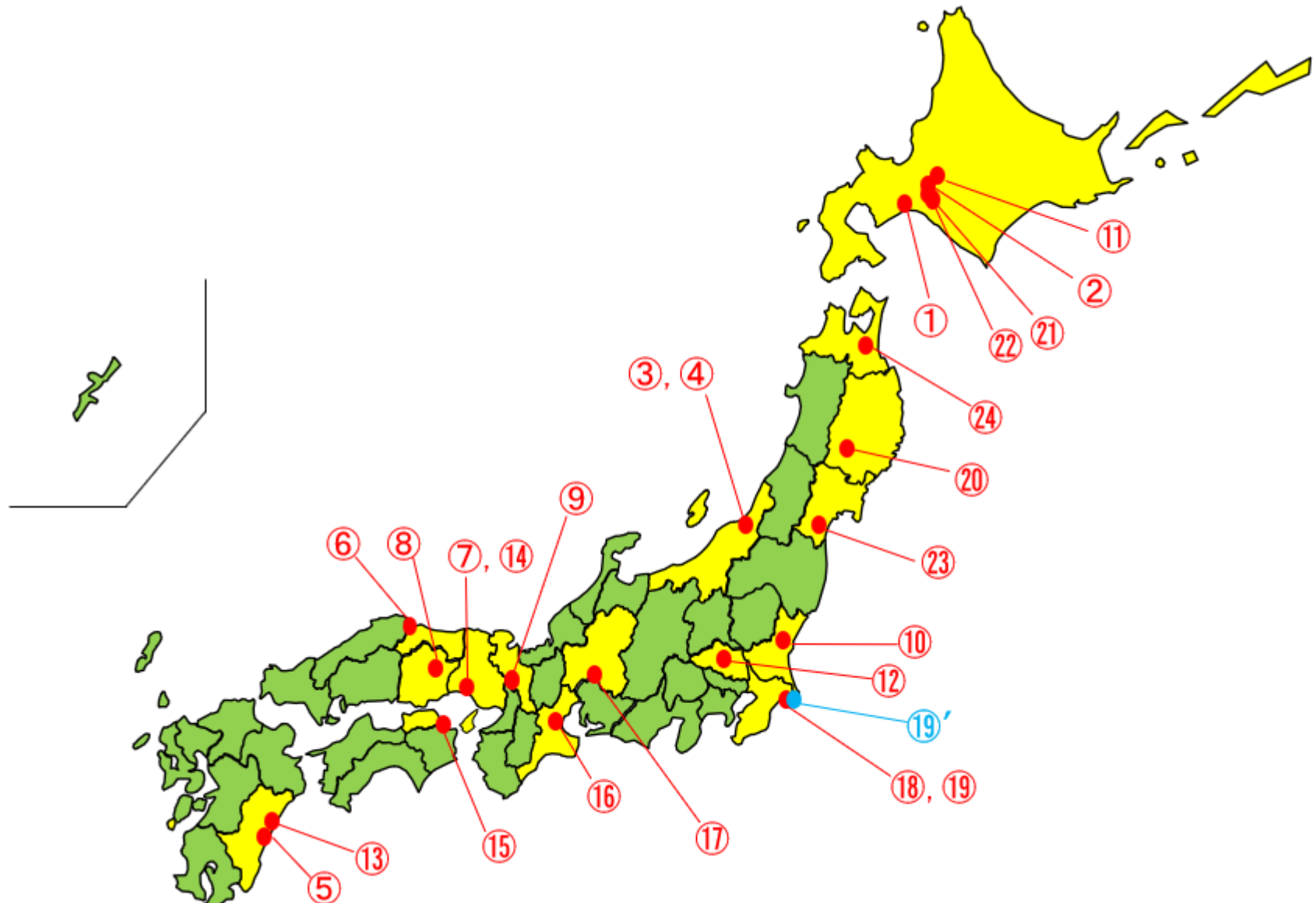
高病原性鳥インフルエンザの発生状況と今後の対策 について

農林水産省

令和8年7月

令和7年シーズンの発生事例・防疫措置の状況

○ 令和7年シーズンは、令和7年10月22日に国内1例目が確認されて以来、累計で16道県24事例発生し、約576万羽が殺処分の対象となった。

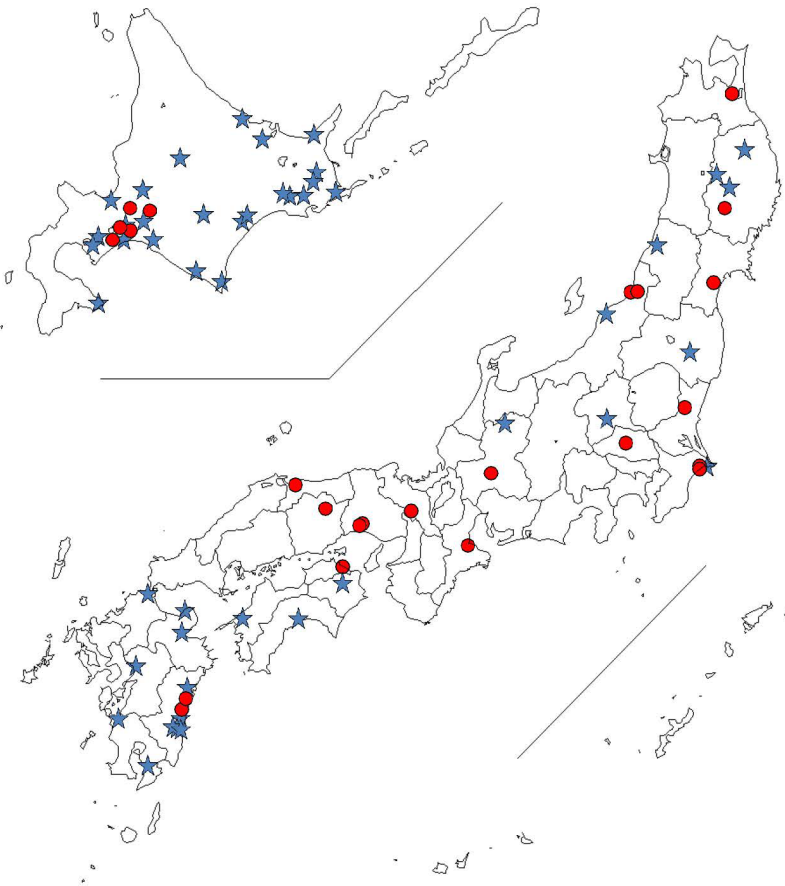


R7シーズンにおける鳥インフルエンザの発生状況

- 令和7年シーズンは、地域に偏りなく発生が見られ、16道府県24事例発生し、約576万羽が殺処分の対象となった。
- 家さんの発生は10月から翌年4月まで続き、初発はR6シーズンに次ぐ早さ、最終はR5シーズンに次ぐ遅さの長期間の発生。
- 野鳥の感染が全国の広い範囲で起こっており、農場及び家さん舎の周辺環境へのウイルスの侵入の主要因となった。

令和7年シーズンの発生状況

● 家さん
★ 野鳥・環境試料



過去シーズンとの比較

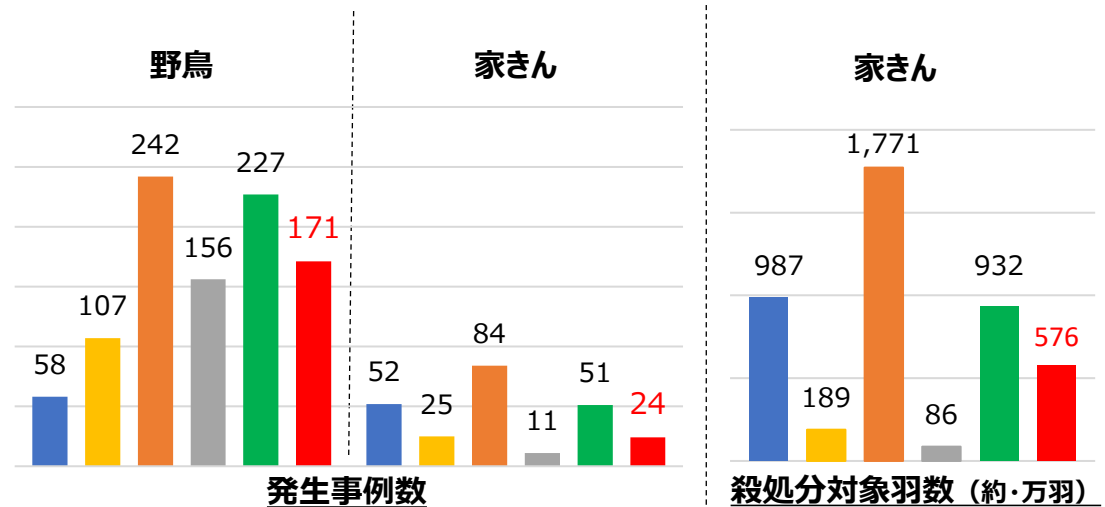
(1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	10月15日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	5月22日
家さん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	4月22日

(注) 野鳥の日付は回収日

(2) 発生事例数（野鳥、家さん）、殺処分対象羽数

■ : R2シーズン ■ : R3シーズン ■ : R4シーズン ■ : R5シーズン ■ : R6シーズン ■ : R7シーズン



(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

鳥インフルエンザ対策パッケージ

○ 令和6年シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、令和7年4月に以下の対策パッケージを打ち出した。

I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

令和7年シーズンの疫学的特徴

- 20万羽以上の**大規模農場**における発生は**12事例**あり、**殺処分羽数が全体の87%を占めた**。
- 令和2年～令和6年シーズンに発生を経験した農場における**再発は8事例**あり、うち**2事例は3回目の発生**であった。
- **農場内・鶏舎内への野鳥や野生動物（ネコ、イタチ、ネズミ等）の出入り、家きん舎内への人や物の出入り時の衛生管理の不備等**が、家きんへの感染源となる可能性が示唆された。

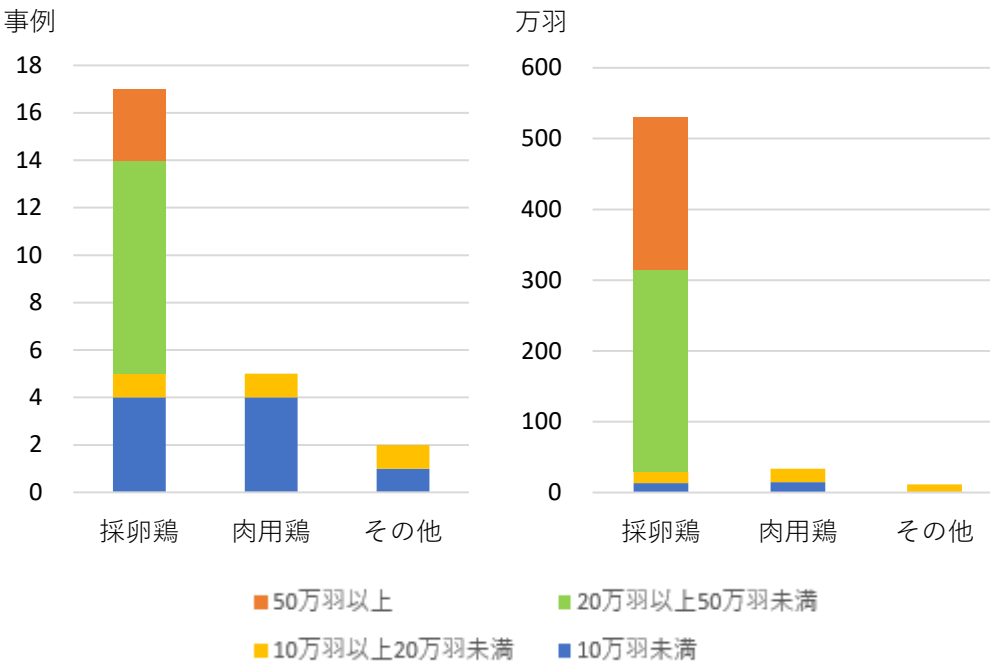
【経営別・規模別の発生事例・殺処分羽数】

20万羽以上の大規模農場が殺処分羽数の8割を占めた。

発生事例数（24事例）

殺処分羽数（576万羽）

※関連農場の殺処分羽数を含む



【既発農場における再発】

衛生対策が相当徹底されている農場の再発がある一方で、前回の発生で確認された野生動物の侵入防止対策等、**衛生対策上の問題の改善が不十分、改善が継続できていない農場も確認**。

【大臣指定地域※における発生】

HPAI発生リスクの高い**大臣指定地域**では**5地域7事例**で発生。

※令和8年1月1日施行の大臣指定地域に基づき整理。
施行前に、指定予定の地域で発生した事例を含む。

次期シーズンに向けた高病原性鳥インフルエンザ対策

○ 早期発見・早期通報、飼養衛生管理の徹底、野鳥対策、大規模農場や既発農場における対策等が重要。

早期発見・早期通報と 飼養衛生管理の徹底

発見及び通報が遅れるとウイルス量が増大するため、**早期発見・早期通報**は重要。
飼養衛生管理基準は特定の項目に偏らず、野生動物の侵入防止対策等、**全項目**の継続的な遵守が必要。
フィルター・不織布の設置等の入気口対策による発生予防対策の強化も重要。

既発・大臣指定地域 における取組

大臣指定地域内の農場は、地域内での発生に備えた取組が必要。
・家きん舎周辺の消毒に**十分な量の消毒薬を各農場が備蓄**。
・各農場が**塵埃対策を実施**できるような準備。
既発農場は、**外部専門家も活用した実効性のある再開時指導**と継続的な指導が重要。

関係機関と連携した 地域一体の野鳥対策

野鳥（特にカラス類）は本病を農場内に持ち込む主因の一つ。
農場周辺の野鳥の生息状況を的確に把握し、**地域一体となった、水田の耕起、ため池の水抜き、堆肥を扱う施設の対策等**が重要。
ドローンやレーザー機器を活用した野鳥・野生動物対策も有効。

大規模農場（20万羽以上） における分割管理の導入

飼養衛生管理担当者を多く要する大規模農場では発生リスクが高い。
家きん製品の供給、防疫作業に要する労力・費用の観点から、発生の影響大。
令和7年10月1日より、**分割管理の導入検討が義務化**。

情報収集・調査研究

関係各機関が協力し**予防的ワクチン接種に関する検討**を行っていくことが重要。
人工知能（AI）やその他先端技術のさらなる活用、新技術の開発の可能性について検討することも有益。

発生時における政府一体となった対応

- 高病原性鳥インフルエンザの発生時には、**政府一体となった迅速かつ的確な初動対応**を行うことにより、早期の収束を図ることが重要。
- このため、**総理指示**を踏まえ、**内閣官房**が中心となり関係省庁の初動対応等の確認を行い、早期の事案の収束や感染拡大防止を図る。

高病原性鳥インフルエンザの発生

総理指示

- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 家きん業者に対し、**厳重な警戒を要請**するとともに、**予防措置について適切な指導・支援**を行うこと。
- 国民に対して**正確な情報を迅速に伝える**こと。

内閣官房

関係省庁との総合調整
関係省庁の連携促進

内閣府

食品安全委員会
食品の安全性に係る
情報提供

警察庁

防疫作業の支援

金融庁

金融円滑化要請

消費者庁

消費者への情報提供

総務省

消防機関との連絡調整

出入国在留管理庁

水際検疫措置の協力

外務省

海外への情報提供

農林水産省

環境省

野生動物の監視

国土交通省

資機材の貸与

防衛省

自衛隊の災害派遣

経済産業省

中小企業への金融支援

厚生労働省

農場従事者等への
感染対策の周知・指導

財務省

事業者への金融支援

文部科学省

教育機関への情報提供

関係閣僚会議等の速やかな開催

- ✓ 官房長官による総理指示の認識共有
- ✓ 関係省庁による初動対応等の確認

政府一体となった迅速かつ的確な初動対応の実施

※感染拡大が想定される場合には、
総理を本部長とし全閣僚が出席する「**対策本部**」を開催。

(参考資料)

過去の発生事例

<平成15年度の発生> H5N1亜型（高病原性）

1～3月…3府県4事例 約27万羽（山口県、大分県、京都府）
（※我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生）

<平成18年度の発生> H5N1亜型（高病原性）

1～2月…2県4事例 約16万羽（宮崎県、岡山県）

<平成22年度の発生> H5N1亜型（高病原性）

11～3月…9県24事例 約183万羽（島根県、宮崎県、鹿児島県、愛知県、大分県、三重県、奈良県、和歌山県、千葉県）

<平成26年度の発生> H5N8亜型（高病原性）

4月…1県1事例 約10万羽（熊本県）
12～1月…4県5事例 約35万羽（宮崎県、山口県、岡山県、佐賀県）

<平成28年度の発生> H5N6亜型（高病原性）

11～3月…9道県12事例 約166万羽（青森県、新潟県、北海道、宮崎県、熊本県、岐阜県、佐賀県、宮城県、千葉県）

<平成29年度の発生> H5N6亜型（高病原性）

平成30年1月…1県1事例 約9.1万羽（香川県）

<平成17年度の発生> H5N2亜型（低病原性）

6～12月…2県41事例 約578万羽（茨城県、埼玉県）

<平成20年度の発生> H7N6亜型（低病原性）

2～3月…1県7事例（うずら） 約160万羽（愛知県）

※野鳥における発生（高病原性）

・平成20年 全3県
・平成22～23年 全16県
（他3県における動物園等の
飼育鳥からウイルスを確認）

・平成26～27年 全6県12事例
・平成28～29年 全22都道府県218事例
・平成29～30年 全3都県45事例
・令和2年シーズン 18道県58事例
・令和3年シーズン 8道府県107事例
・令和4年シーズン 28道県242事例
・令和5年シーズン 28都道府県156事例
・令和6年シーズン 19道県227事例

<令和2年シーズンの発生> H5N8亜型（高病原性）

11～3月…18県52事例 約987万羽（香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県、奈良県、広島県、大分県、和歌山県、岡山県、滋賀県、高知県、徳島県、千葉県、岐阜県、鹿児島県、富山県、茨城県、栃木県）

<令和3年シーズンの発生> H5N1亜型／H5N8亜型（高病原性）

11～5月…12道県25事例 約189万羽（秋田県、鹿児島県、兵庫県、熊本県、千葉県、埼玉県、広島県、青森県、愛媛県、岩手県、宮城県、北海道）

<令和4年シーズンの発生> H5N1亜型／H5N2亜型（高病原性）

10～4月…26道県84事例 約1,771万羽（岡山県、北海道、香川県、茨城県、和歌山県、兵庫県、鹿児島県、新潟県、宮崎県、青森県、宮城県、千葉県、福島県、鳥取県、愛知県、佐賀県、山形県、広島県、沖縄県、埼玉県、福岡県、長崎県、群馬県、大分県、滋賀県、岩手県）

<令和5年シーズンの発生> H5N1亜型／H5N6亜型（高病原性）

11～4月…10県11事例 約85.6万羽（佐賀県、茨城県、埼玉県、鹿児島県、群馬県、岐阜県、山口県、香川県、広島県、千葉県）

<令和6年シーズンの発生> H5N1亜型（高病原性）

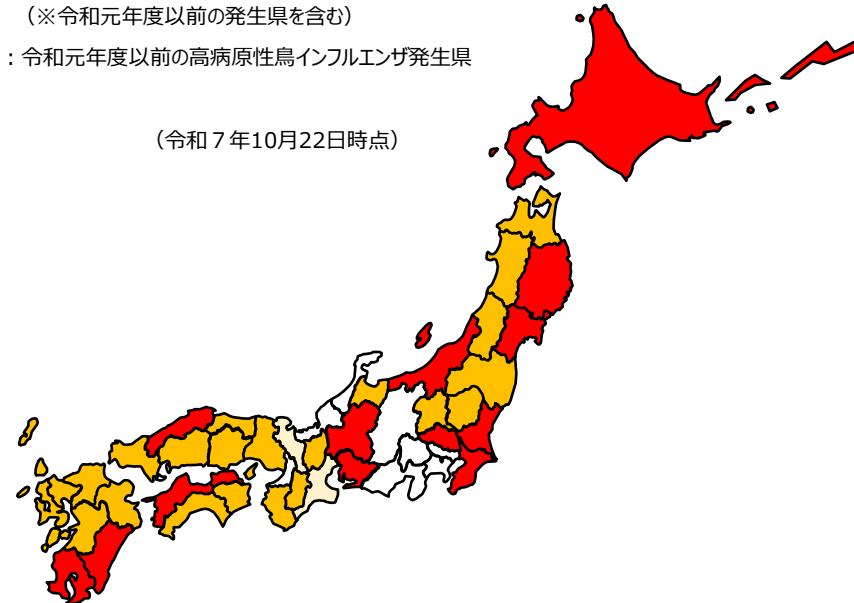
10～2月…14道県51事例 約932万羽（北海道、千葉県、新潟県、島根県、香川県、宮城県、岐阜県、鹿児島県、埼玉県、宮崎県、愛媛県、茨城県、愛知県、岩手県）

■：令和6年度高病原性鳥インフルエンザ発生県
（※令和5年度以前の発生県を含む）

■：令和2～5年度高病原性鳥インフルエンザ発生道府県
（※令和元年度以前の発生県を含む）

■：令和元年度以前の高病原性鳥インフルエンザ発生県

（令和7年10月22日時点）

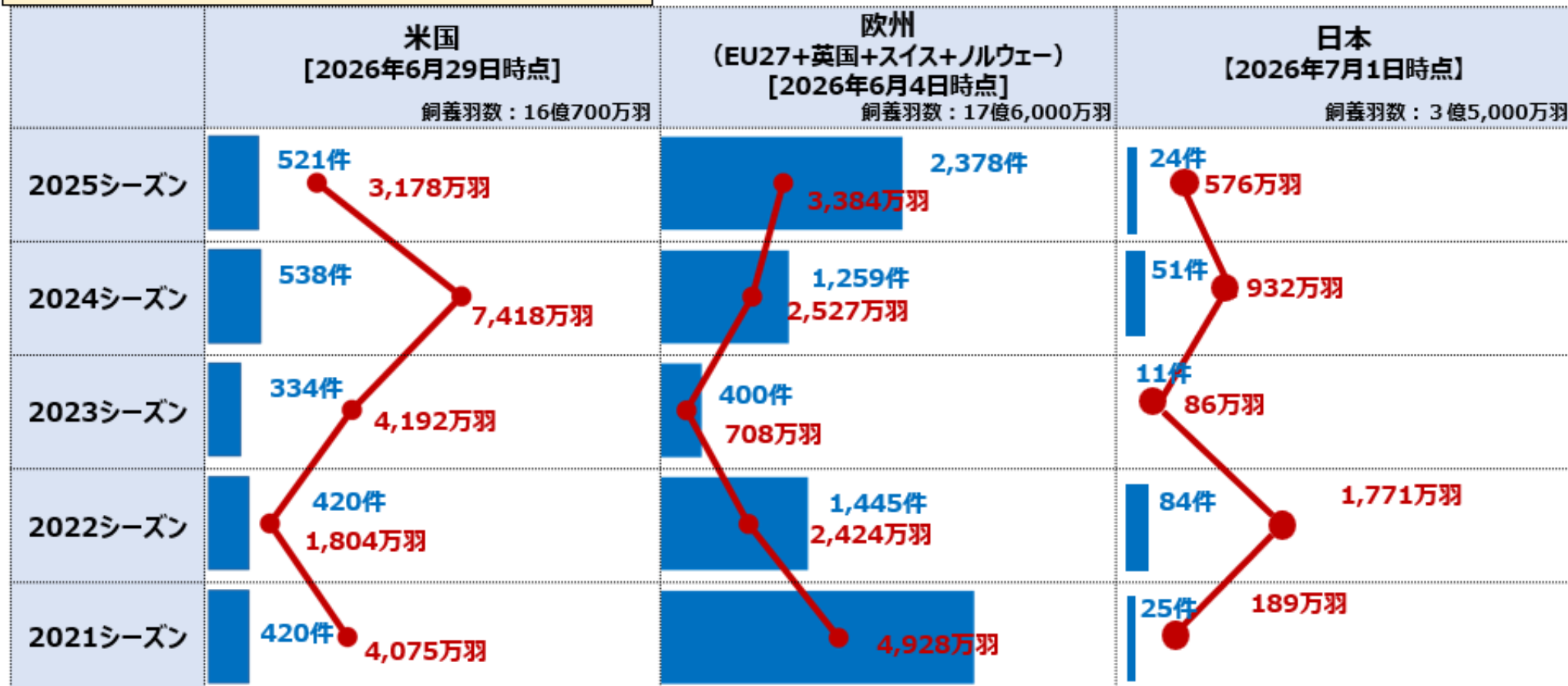


米国・欧州における近年の発生状況

- 2020年秋以降、世界的な流行が継続しており、先進国においても日本の数倍の発生件数が確認されている。
- 欧州の今シーズンの発生件数及び殺処分羽数は、昨シーズンを上回っている。
- 米国では、2022年以降発生が継続しており、殺処分羽数は累計 2 億羽を超えている。

各国の発生件数・殺処分羽数の推移

(出典) WOAH-WAHIS、米国農務省動植物検疫課HP、米国労働省労働統計局HP、EFSAレポート、報道情報、FAOSTAT (2023)



世界における発生・感染報告状況（2023年9月以降）

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



2026年6月29日現在

出典: WOAH等

 :2025年8月以前に非居滞発生又は新規発生[※]の報告があった国・地域
 (2025年9月以降は発生報告なし)

 :2025年9月以降に非居滞発生又は新規発生[※]の報告があった国・地域

※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。

※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、
その後の清浄性確認については記載していない。

- ※型別ごとの最新の発生事例を記載
- ※白色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。
- ※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、WOAH(国際獣疫事務局)が提供する動物衛生情報システムである。

ヨーロッパ													
アイスランド	H5N1	[2026.2.6]	スペイン	H5N1	2026.1.8	フィンランド	H5N1	[2026.5.17]	ルーマニア	H5N1	2026.2.3		
	H5N5	2024.12.2			[2026.5.13]		H5N5	[2025.12.6]			[2026.4.2]		
アイルランド		[2026.3.10]	スロベニア	H5N1	2024.10.16	フランス	H5N1	[2026.5.29]	オーストリア	H5N1	2026.2.20		
	H5	[2025.10.6]			[2026.3.25]			2026.5.26			[2026.5.20]		
	H5N1	2025.11.28			[2026.3.2]			[2026.4.13]			[2026.5.20]		
イタリア	H5N1	2026.3.24	クロアチア	H5N1	2024.11.29		H5	2025.10.14	スロバキア	H5N1	2026.2.18		
		[2026.4.15]			[2024.11.26]			[2025.8.27]			[2026.2.22]		
英国	H5	[2026.1.16]	ハンガリー	H5N1	2026.3.8	ブルガリア	H5	2025.10.6	キプロス	H5N1	2024.2.27		
	H5N1	2026.4.17			[2026.4.9]			[2023.11.27]			トルコ	H5N1	2025.4.5
		[2026.5.14]		デンマーク	H5N1		2026.4.13	H5N1		2026.3.30	リトアニア	H5N1	2026.6.5
H5N5	2024.11.1		[2026.4.21]			[2026.3.26]			[2026.3.17]				
サウスジョージア・ サウスサンドウィッチ諸島	H5N1	[2025.11.18]	グリーンランド フェロー諸島	H5N5	[2026.1.20]	カザフスタン コンボ ウクライナ	H5	[2025.9.23]	ラトビア	H5N1	2025.12.2		
	H5N1	[2025.6.26]			[2024.10.7]		H5N1	発生日不詳			[2026.5.27]		
					[2023.10.6]			2025.3.7			[2025.11.1]		
フォークランド諸島	H5N1	[2024.10.24]	ドイツ	H5N1	2026.6.6	H5N1	2026.4.21	ボスニア・ ヘルツェゴビナ		不明	2026.2.24		
セントヘレナ	H5N1	[2024.9.12]			[2026.5.28]				[2026.1.15]		[2026.1.15]		
ケイマン諸島	H5N1	2025.11.27											
オランダ	H5N1	2026.5.22	H5	2024.12.23	ベルギー	H5N1	2026.25	アルバニア	H5N1	2026.2.4			
		[2026.6.16]				[2024.12.10]			[2026.6.8]		[2026.4.3]		
北マケドニア	H5N1	2025.11.6	H5N8	[2024.2.28]	H5	[2026.3.28]	エストニア			[2026.5.11]			
		[2025.10.8]				[2024.6.29]			[2024.10.5]		[2026.5.11]		
スイス	H5N1	[2026.2.16]	ノルウェー	H5N1	2025.9.2	ポーランド	H5N1	2026.5.26	ルクセンブルク	H5N1	2026.2.4		
スウェーデン	H5N1	2026.6.2			[2026.6.5]			[2026.5.8]			[2026.2.10]		
		[2026.3.26]		H5N5	2024.11.6	ポルトガル	H5N1	2025.12.26	モンテネグロ	H5N1	2026.3.10		
	H5	[2024.2.21]		[2025.9.24]			[2025.12.23]						
	H5N5	[2025.4.18]		H5	[2025.10.31]		H5	2025.11.7					
	H5N2	[2025.12.16]		不明	[2026.3.30]		H7	[2025.10.6]					
							H5N6	[2025.9.7]					

(オセアニア)		
豪州	H5N1	[2026.6.15]
	H7N3	2024.6.23
	H7N9	2024.5.22
	H7N8	2025.2.22
ハード島及びマクドナルド諸島	H5N1	[2026.1.3]
ニュージーランド	H7N6	2024.11.23

《ロシア・NIS諸国》			
ロシア	HSN1	2023.10.19	[2026.3.1] [2025.7.7] [2024.2.1] [2025.3.3] [2026.3.25]
	H5		
南樺太	HSN1	2024.2.1	
モルドバ	HSN1	2025.3.3	

(アジア)		
日本	H5N1	2026.4.22 [2026.4.23]
	H5N6	2024.2.10 [2023.12.6]
	H5N5	[2026.1.15]

韓国	H5N2	[2025.4.19]
	H5N1	2026.4.8
		[2026.3.24]
	H5N3	[2024.10.2]
	H5N6	2025.11.3
		[2025.11.4]
	H5N9	2026.3.9

台湾	H5N1	2026.6.17
香港	H5N1	2024.11.15]
イスラエル	H5N1	2026.2.20
		2025.3.25]

フィリピン	H5N8	[2023.3.31]
	H5N1	2026.3.31 [2025.3.28]
	H5N2	2024.11.19
	H5N9	2025.4.15
	H5	2025.10.7

	H5N8	2025.9.30
ベトナム	H5N1	2025.4.3 [2024.9.8]
インド	H5N1	2026.3.19 [2026.2.3]
カンボジア	H5N1	2026.4.22

		[2026.3.12]
ブータン	H5N1	2026.6.12
中国	H5N1	[2025.10.24]
	H5	[2025.10.30]
	H5N6	[2024.6.13]

インドネシア	H5N1	2025.12.30
モンゴル	H5N1	2024.10.13
ネパール	H5N1	2026.6.5

		[2026.3.10]
バングラデシュ	H5	2025.3.11
	H5N1	[2025.4.17]
イラン	H5N1	2025.9.29

《アフリカ》			
南アフリカ共和国	H5N1	2025.12.6	[2026.5.27]
	H7N6	2024.7.9	
	不明	2024.2.29	
			[2024.4.20]

モザンビーク	H7	2023.9.29
ブルキナファソ	H5N1	2024.3.26
ガボン共和国	H5N1	2024.5.3
エジプト	H5N1	2023年下半年
	H5N8	2023年下半年
	H5	2023年下半年

ニジェール	H5N1	2025.2.5
トーゴ	H5N1	2025.3.19
	H5	2025.2.20
リベリア	H5N1	2025.2.3
ボツワナ	H5N1	2025.7.25
セネガル	H5N1	2026.5.11
		[2023.3.8]

アミニア	H5N1	[2023.12.10]
コードボナール共和国	H5N1	2026.3.16
《南北アメリカ》		
米園	H5N1	2026.5.30
		[2026.2.26]
	H5	2025.12.17

	H7N9	2025.3.8
【プエルトリコ カナダ	H5N1	2024.12.19
	H5N1	2026.5.14
		[2026.1.1]
	H5N2	2024.11.16
	H5N5	2025.1.15

		[2026.1.1]
	H5N6	[2025.10.4]
	H5	[2024.7.1]
メキシコ	H5N1	2025.9.18
		[2026.3.2]
	H7N3	2026.4.7
	H5N2	2024.3.6

ホンジュラス	不明	2026.6.15 [2026.6.11]
エクアドル	H5N1	2024.2.27 [2023.11.14]
コロンビア	H5N1	2026.2.21
ベネズエラ	H5	2023.9.19
ペルー	H5N1	2026.6.3

	H5	2026.4.28 [2025.2.13]
コストリカ	H5	[2023.10.11] 不明 [2026.6.18]
ウルグアイ	H5	[2026.3.6] 不明 [2026.3.2]

アルゼンチン	H5N1	2026.3.3 [2026.3.12]
	H5	2025.7.14 [2024.1.12]
	不明	2026.3.2 [2026.3.1]
ブラジル	H5N1	2026.4.17

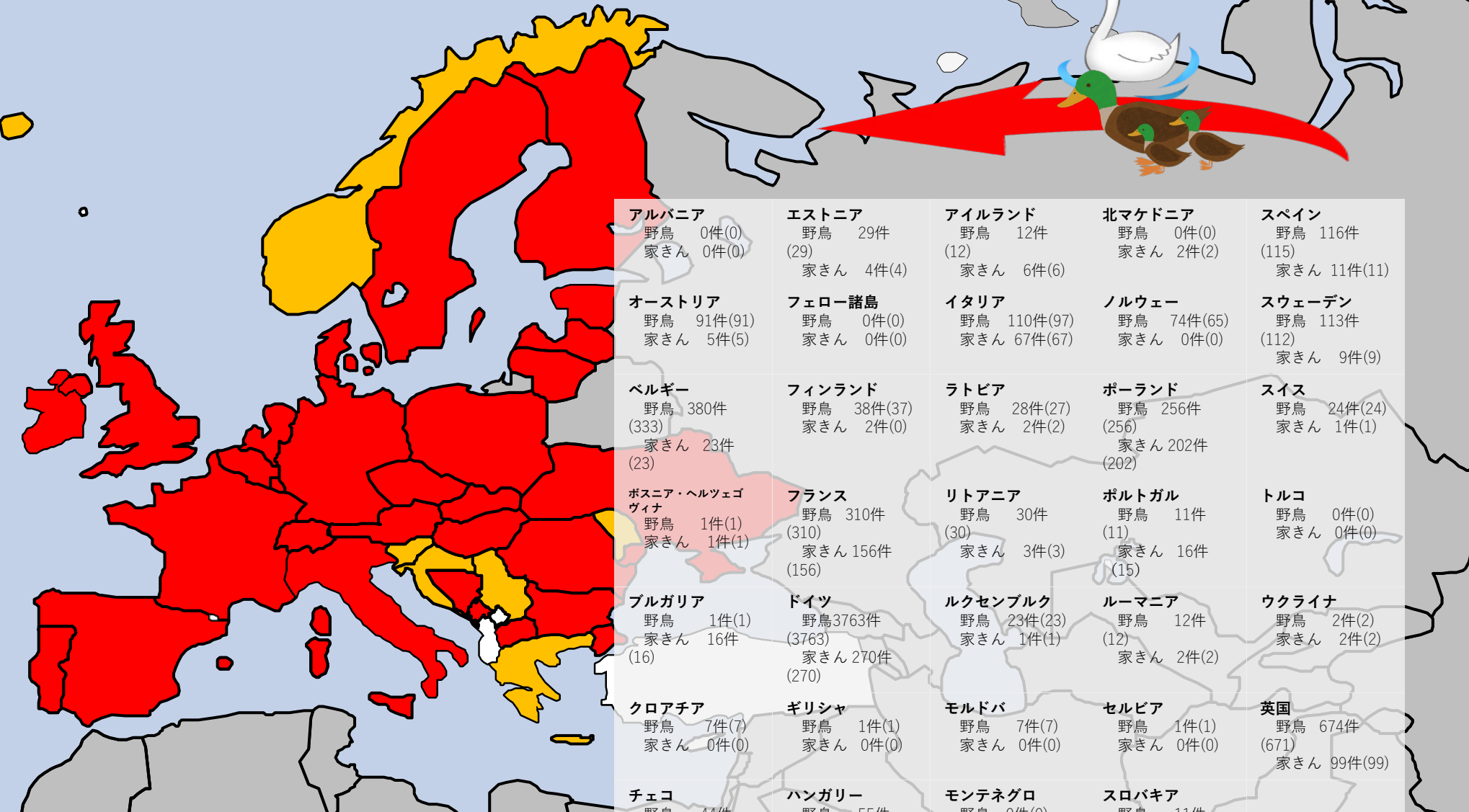
チリ	H5N1	2026.5.4
パナマ	H5N1	2025.1.21
ボリビア	H5N1	2025.8.22
グアテマラ	H5N1	2025.11.4

欧州における高病原性鳥インフルエンザの発生状況(2025年9月以降)

高病原性鳥インフルエンザ発生国 ■
野鳥のみ ■

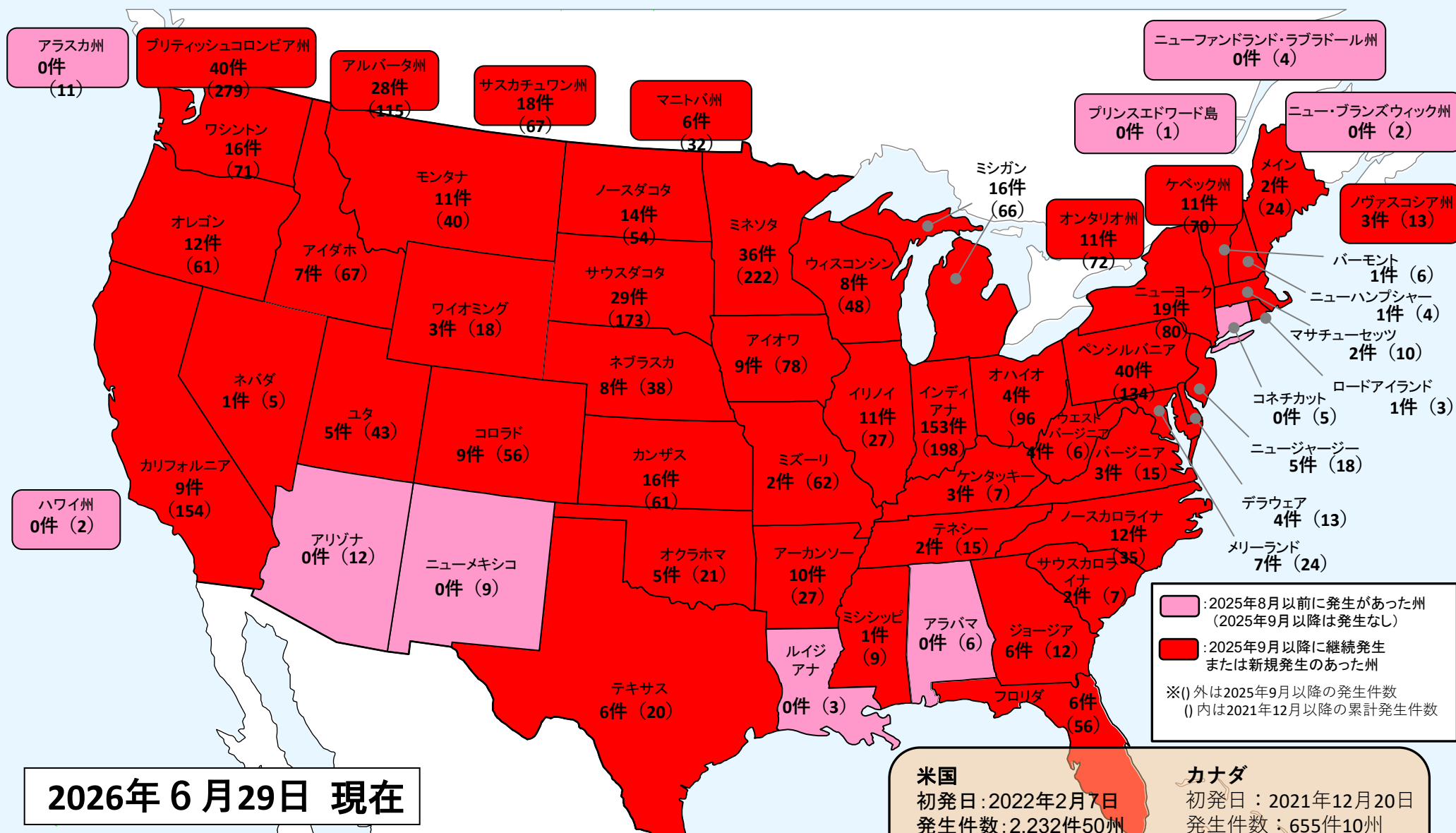
※ ()内はH5N1亜型確定件数
家さん:全1075件、野鳥:全6848件

出典:EU報告書(掲載EFSA Journal)
(2026年6月4日まで)



アルバニア 野鳥 0件(0) 家さん 0件(0)	エストニア 野鳥 29件 (29) 家さん 4件(4)	アイルランド 野鳥 12件 (12) 家さん 6件(6)	北マケドニア 野鳥 0件(0) 家さん 2件(2)	スペイン 野鳥 116件 (115) 家さん 11件(11)
オーストリア 野鳥 91件(91) 家さん 5件(5)	フェロー諸島 野鳥 0件(0) 家さん 0件(0)	イタリア 野鳥 110件(97) 家さん 67件(67)	ノルウェー 野鳥 74件(65) 家さん 0件(0)	スウェーデン 野鳥 113件 (112) 家さん 9件(9)
ベルギー 野鳥 380件 (333) 家さん 23件 (23)	フィンランド 野鳥 38件(37) 家さん 2件(0)	ラトビア 野鳥 28件(27) 家さん 2件(2)	ポーランド 野鳥 256件 (256) 家さん 202件 (202)	スイス 野鳥 24件(24) 家さん 1件(1)
ボスニア・ヘルツェゴ ヴィナ 野鳥 1件(1) 家さん 1件(1)	フランス 野鳥 310件 (310) 家さん 156件 (156)	リトアニア 野鳥 30件 (30) 家さん 3件(3)	ポルトガル 野鳥 11件 (11) 家さん 16件 (15)	トルコ 野鳥 0件(0) 家さん 0件(0)
ブルガリア 野鳥 1件(1) 家さん 16件 (16)	ドイツ 野鳥 3763件 (3763) 家さん 270件 (270)	ルクセンブルク 野鳥 23件(23) 家さん 1件(1)	ルーマニア 野鳥 12件 (12) 家さん 2件(2)	ウクライナ 野鳥 2件(2) 家さん 2件(2)
クロアチア 野鳥 7件(7) 家さん 0件(0)	ギリシャ 野鳥 1件(1) 家さん 0件(0)	モルドバ 野鳥 7件(7) 家さん 0件(0)	セルビア 野鳥 1件(1) 家さん 0件(0)	英国 野鳥 674件 (671) 家さん 99件(99)
チェコ 野鳥 11件 (11)	ハンガリー 野鳥 55件 (55)	モンテネグロ 野鳥 2件(0) 家さん 0件(0)	スロバキア 野鳥 11件 (11)	

北米の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況



2026年6月29日 現在

裏庭農場での発生も含む。
 カナダの発生件数・殺処分対象羽数にはHPAI疑い事例の数も含む。
 なお、カナダの殺処分羽数は2026年4月29日時点。
 出典：米国農務省動植物検疫課ウェブサイト、カナダ食品検査庁ウェブサイト、
 WOA-H-WAHIS

米国

初発日：2022年2月7日

発生件数：2,232件50州

殺処分対象羽数：

206,665,645羽

(2025年9月以降

521件 31,775,848羽

カナダ

初発日：2021年12月20日

発生件数：655件10州

殺処分対象羽数：

17,485,900羽

(2025年9月以降

117件 2,919,700羽

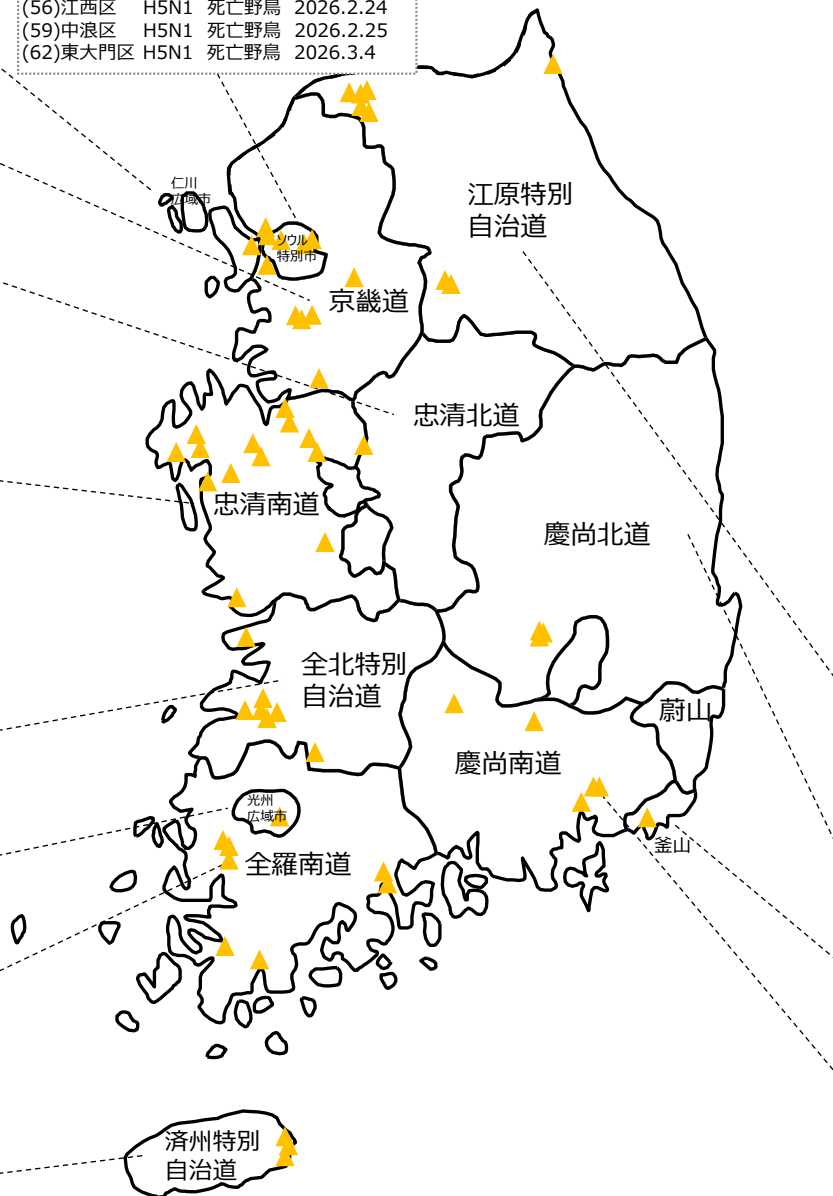
韓国における野鳥からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの疑い・分離事例（2025年9月以降）

出典：韓国農林畜産食品部、環境部プレスリリース、WOAH-WAHIS
※日付は検出日

▲：感染確認地点 2026年4月10日時点 農林水産省 動物衛生課

仁川広域市			
(57)桂陽区	H5N1	死亡野鳥	2026.2.24
京畿道			
(12)水原市	H5N1	死亡野鳥	2025.11.26
(26)水原市	H5N1	死亡野鳥	2026.1.17
(34)広州市	H5N1	死亡野鳥	2026.1.23
(45)光明市	H5N1	死亡野鳥	2026.2.7
(51)義王市	H5N1	死亡野鳥	2026.2.11
(58)光明市	H1N1	死亡野鳥	2026.2.24
忠清北道			
(5)清州市	H5N1	捕獲野鳥	2025.11.11
忠清南道			
(3)天安市	H5N1	野鳥糞便	2025.11.7
(11)泰安郡	H5N1	死亡野鳥	2025.11.24
(14)牙山市	H5N1	野鳥糞便	2025.12.8
(15)西川郡	H5N1	死亡野鳥	2025.12.12
(18)公州市	H5N1	捕獲野鳥	2025.12.20
(23)牙山市	H5N1	死亡野鳥	2026.1.2
(32)瑞山市	H5N1	野鳥糞便	2026.1.21
(38)天安市	H5N1	野鳥糞便	2026.1.27
(39)洪城郡	H5N9	野鳥糞便	2026.1.30
(40)牙山市	H5N1	捕獲野鳥	2026.1.30
(46)礼山郡	H5N1	捕獲野鳥	2026.2.10
(47)礼山郡	H5N9	死亡野鳥	2026.2.10
(49)洪城郡	H5N9	死亡野鳥	2026.2.10
(52)瑞山市	H5N1	死亡野鳥	2026.2.12
全北特別自治道			
(1)群山市	H5N1	野鳥糞便	2025.10.29
(2)扶安郡	H5N9	捕獲野鳥	2025.11.5
(6)井邑市	H5N9	捕獲野鳥	2025.11.11
(22)井邑市	H5N1	捕獲野鳥	2025.12.27
(30)井邑市	H5N9	捕獲野鳥	2026.1.20
(36)淳昌郡	H5N1	死亡野鳥	2026.1.26
光州広域市			
(8)南区	H5N1	死亡野鳥	2025.11.14
全羅南道			
(4)靈岩郡	H5N6	死亡野鳥	2025.11.7
(13)康津郡	H5N1	死亡野鳥	2025.12.1
(16)順天市	H5N1	死亡野鳥	2025.12.18
(19)順天市	H5N9	野鳥糞便	2025.12.20
(27)羅州市	H5N9	野鳥糞便	2026.1.17
(28)咸平郡	H5N9	野鳥糞便	2026.1.17
(43)羅州市	H5N1	死亡野鳥	2026.2.5
済州特別自治道			
(24)西帰浦市	H5N1	野鳥糞便	2026.1.10
(25)済州市	H5N1	死亡野鳥	2026.1.15
(29)西帰浦市	H5N1	死亡野鳥	2026.1.20
(41)西帰浦市	H5N1	死亡野鳥	2026.1.31

ソウル特別市			
(9)西大門区	H5N1	死亡野鳥	2025.11.18
(56)江西区	H5N1	死亡野鳥	2026.2.24
(59)中浪区	H5N1	死亡野鳥	2026.2.25
(62)東大門区	H5N1	死亡野鳥	2026.3.4



今シーズンのHPAI事例
（2025年9月から）

野鳥での初確認日
2025年10月29日（全北特別自治道）

野鳥での発生数 63事例

家さんでの初発生日
2025年9月12日（京畿道）

家さんでの発生数 **62**事例

昨シーズンのHPAI事例
（2024年9月から2025年6月）

野鳥での初確認日
2024年10月2日（全北特別自治道）

家さんでの初発生日
2024年10月29日（江原特別自治道）

家さんでの発生数 51事例

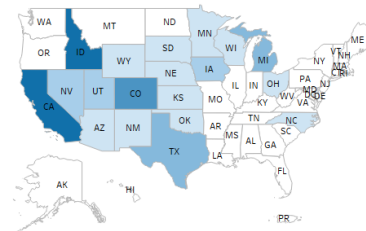
江原特別自治道			
(31)原州市	H5N1	死亡野鳥	2026.1.20
(33)原州市	H5N1	死亡野鳥	2026.1.22
(37)鉄原郡	H5N1	野鳥糞便	2026.1.27
(53)鉄原郡	H5N1	死亡野鳥	2026.2.24
(54)鉄原郡	H5N1	死亡野鳥	2026.2.24
(55)高城郡	H5N1	死亡野鳥	2026.2.24
(60)鉄原郡	H5N1	死亡野鳥	2026.2.28
(61)鉄原郡	H5N1	死亡野鳥	2026.3.4
(63)鉄原郡	H5N1	死亡野鳥	2026.3.30
慶尚北道			
(17)亀尾市	H5N1	死亡野鳥	2025.12.20
(20)亀尾市	H5N1	死亡野鳥	2025.12.22
(21)亀尾市	H5N1	死亡野鳥	2025.12.22
釜山			
(7)沙下区	H5N1	死亡野鳥	2025.11.12
(50)江西区	H5N1	死亡野鳥	2026.2.13
慶尚南道			
(10)昌原市	H5N1	死亡野鳥	2025.11.21
(35)昌原市	H5N1	死亡野鳥	2026.1.24
(42)陝川郡	H5N1	捕獲野鳥	2026.2.3
(44)居昌郡	H5N1	野鳥糞便	2026.2.6
(48)昌原市	H5N9	死亡野鳥	2026.2.10

米国における乳牛の鳥インフルエンザ感染について

乳牛における感染状況等

- 19州1,152件（2024年3月25日初報告、2026年6月25日時点）
（テキサス州、カンザス州、ミシガン州、ニューメキシコ州、アイダホ州、オハイオ州、ノースカロライナ州、サウスダコタ州、コロラド州、ワイオミング州、アイオワ州、ミネソタ州、オクラホマ州、カリフォルニア州、ユタ州、ネバダ州、アリゾナ州、ネブラスカ州、ウィスコンシン州）
- **牛の臨床所見は、食欲低下、泌乳量減少等**。重症例では粘稠な乳の排出等。死亡率が高い鶏への感染と異なり、牛の症状は比較的軽く、**10日程度で回復**。
- **ウイルスは野鳥や家さん等に感染するウイルスと同様のH5N1亜型**。
野鳥から乳牛へ感染し、**搾乳作業を介して、乳牛から乳牛へ感染が広がったと推定**。
感染牛は**乳中に多くのウイルス**を排出。2025年2月、野鳥から乳牛への感染について、2例目がネバダ州、3例目がアリゾナ州で、2025年12月、4例目がウィスコンシン州でそれぞれ確認された。
- **州境を超える感染拡大は牛の個体移動**により起こり、酪農場間での感染拡大は、搾乳作業に加えて、作業員、牛の運搬車などによる可能性があると考えられる。家畜農場への感染も疫学調査が進められている。
- 2024年4月29日以降、州境を越えて移動する搾乳牛に対しては、HPAI検査を義務付け（2026年4月27日以降は、非発生州からの移動については検査を免除）。

Domestic Confirmed Cases by State Total Outbreak



（出典）米国農務省（USDA）ウェブサイト

牛乳・乳製品、牛肉の安全性、人への感染リスク

- **市販されている牛乳・乳製品の原料はほぼ全て加熱殺菌**されている。このため、米国食品医薬品局（FDA）は、引き続き**消費者の健康リスクに懸念はない**との見解。市場に流通する加熱殺菌牛乳・乳製品の調査において、これまでウイルスは検出されていない。
- 肉用牛で本病は確認されていない。USDAは、と畜場における検査により牛肉の安全性は確保されているとの見解。**市場に流通するひき肉での調査**において、これまで**ウイルスは検出されていない**。
- 2024年4月1日以降、感染した牛と接触した**41名のHPAI感染**を確認。これまで報告された症例によれば、**いずれも軽症**（多くは結膜炎を伴う。一部、咳などの上気道症状。）で**回復済み又は回復中**と報告。ウイルス解析の結果、人への感染性を上昇させる遺伝子変異はこれまでに確認されておらず、米国疾病予防管理センター（CDC）は、**一般市民に対する感染リスクは低いままであるとの見解**。

農林水産省の見解・対応状況

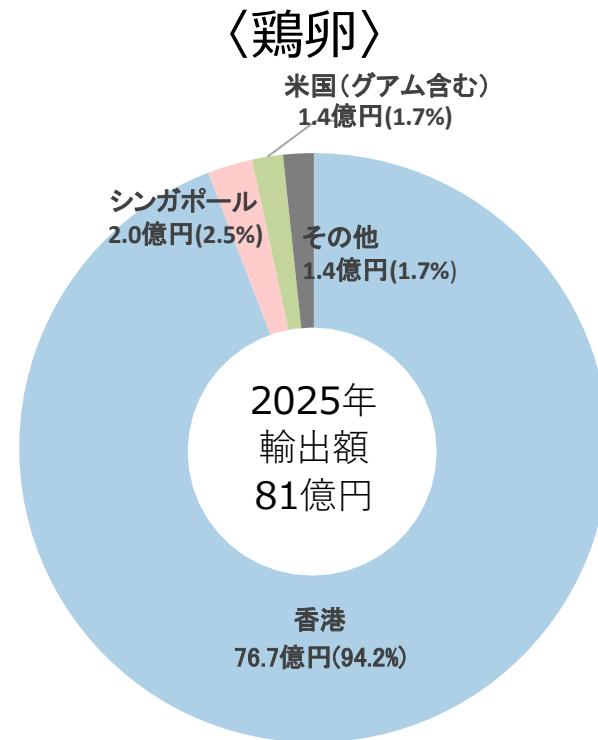
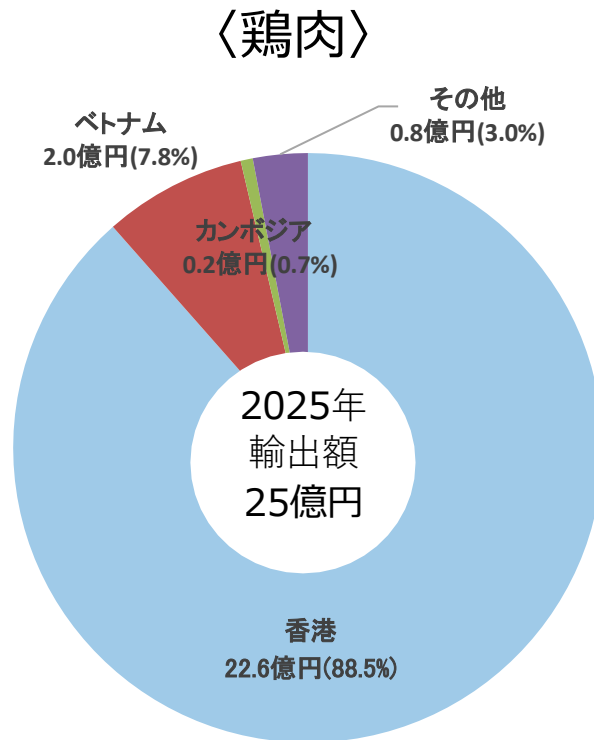
- 米国の乳牛における集団感染は、野鳥から乳牛への感染から生じた過去に世界で経験のない稀な事象である。また、2003年以降、米国から日本への生体牛の輸入は停止されており、乳牛を介して本病が日本から持ち込まれることはない。したがって、現状において日本の牛での感染を過度に恐れる必要はない。（※）
- 一方で、日本国内でも野鳥から牛に感染するおそれを完全に否定できないため、都道府県に対し、**牛の飼養管理者、獣医師等に対する本事例の周知、野鳥等から牛への感染を防止する基本的な飼養衛生管理の徹底及び食欲低下、乳量減少等がみられた場合の獣医師又は家畜保健衛生所への相談についての注意喚起**とともに、感染が疑われる事例があった場合の連絡を要請（2024年4月3日）。

※ 2026年1月、オランダの農場にて乳牛からHPAIウイルスに対する抗体の検出が報告されている（ウイルスそのものは検出されず）。
なお、現状において、オランダから日本に生体牛は輸入できないため、米国同様、乳牛を介して本病が日本に持ち込まれることはない。

輸出への影響

- 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された場合、同日から、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、米国に対しては、発生県の鶏肉・鶏卵の輸出を停止。
- その他の国に対しては、全国の鶏肉・鶏卵の輸出を一時停止。その後、輸出停止の解除に向け、輸出先国と交渉。

【鶏肉及び鶏卵の輸出実績（2025年）について】



鳥インフルエンザ発生農家に対する経営再開支援

- **令和6年シーズン**における**発生51農場のうち46農場**（採卵鶏農場では40農場のうち36農場）が、令和7年9月1日時点で**経営再開済み**。
- **発生農場**に対しては、**家畜伝染病予防法**に基づき、原則として、**殺処分した家さんの評価額の全額**が**手当金**として交付。**迅速な手当金の交付に向け、県とも連携**。

経営再開状況（令和7年9月1日時点）

◆発生農場における再開状況◆

	発生農場数	再開済み	未再開	再開予定なし
R2シーズン	52	48	0	4
R3シーズン	23	18	1	4
R4シーズン	81	74	0	7
R5シーズン	11	8	0	3
R6シーズン	51	46	1	4

◆採卵鶏農場における再開状況◆

	発生農場数	再開済み	未再開	再開予定なし
R2シーズン	31	28	0	3
R3シーズン	14	12	1	1
R4シーズン	61	56	0	5
R5シーズン	7	4	0	3
R6シーズン	40	36	0	4

（注1）「発生農場数」は、公的機関や展示施設など畜産業以外の発生及び関連農場を除く。

（注2）「未再開」は、再開予定がある又は再開するかが未定の農場を含む。

経営再開支援メニュー

【家畜伝染病予防費】

- 家畜伝染病予防法に基づき、**殺処分した家さんに対する手当金**について、原則として**評価額の全額**を交付【**全額国費**】。

【評価額の算定方法】

- ・ヒナ導入価格に、エサ代等、飼養に要した費用（生産費）を積上げ。
- ・採卵鶏は、産卵最盛期以降、飼養日数に応じ、廃鶏時の価格まで減損。

- 迅速な交付に向け、農家に対する**必要書類の事前周知・申請フォロー**、家保・県庁における**進捗管理**、**審査の進捗状況**の農家へのフィードバック等について、**発生県と連携して対応**。

【家畜防疫互助基金支援事業】

- 発生農場の**空舎期間の固定経費（雇用労賃、地代等）相当分**を支援。

【クイック融資メニュー・農林漁業セーフティネット資金】

- 経営再開に必要な**家さんの導入**、**飼料・営農資材の購入**等に要する資金については、クイック融資メニュー（p40）や農林漁業セーフティネット資金（貸付限度額：年間経営費等の6か月分又は600万円）の活用が可能。

高病原性鳥インフルエンザに係る環境省の対応について

令和 8 年 7 月 13 日
環 境 省

■野鳥、野生哺乳類及び飼養鳥における発生状況

- 令和 7 年度シーズンの国内の野鳥における発生は 1 道 15 県 で 171 事例。
- 25 鳥種からウイルスが検出され、特に春期にハシブトガラスで多く検出。(図 1、2)
- 哺乳類における発生は 1 道 6 事例確認され、過去最多。
- シマフクロウ、テン、アライグマで国内初確認があった。(図 1)
- 国内の動物園等で飼育されている飼養鳥では発生が確認されなかった(表)。

■環境省の対応状況

- 高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有状況調査(野鳥サーベイランス)として、通年で死亡野鳥等を対象に検査を実施。令和 5 年度からは 9 月及び 10 月を早期警戒期間として、調査を強化。
- 渡り鳥の飛来状況調査を全国 52 箇所を実施し、結果を公表。
- 死亡鳥獣、環境試料(水、糞便、昆虫等)及び家きんから高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された各地点の周辺半径 10km 圏内を「野鳥監視重点区域」に指定。
同区域内では野鳥の監視を強化。
- 全国の対応レベル(国内の発生状況により、調査頻度等を設定する仕組み)
令和 7 年 10 月 17 日 : (早期警戒期間中) 北海道苫小牧市で野鳥(オオタカ)の感染が確認されたことを受け、同日に「2」に引き上げ
令和 7 年 10 月 22 日 : 「3」に引き上げ。
令和 8 年 5 月 1 日 : 北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県を除く 42 都府県を「1」に引き下げ。
令和 8 年 5 月 22 日 : 宮城県を「1」に引き下げ。
令和 8 年 5 月 30 日 : 青森県・岩手県・秋田県を「1」、北海道を「2」に引き下げ。
令和 8 年 6 月 20 日 : 北海道「1」に引き下げ。

(表) 直近 4 シーズンでの高病原性鳥インフルエンザの発生状況

発生 シーズン	亜型	野鳥	動物園等の 飼養鳥	哺乳類	初発	最終確認
令和 4 年度 (R4. 9～R5. 5)	H5N1, H5N8, H5N2, H5 (NA 不明)	242 例 (28 道県)	10 例 (6 都県)	1 例 キツネ (北海道)	9 月 25 日 ハヤブサ (神奈川県)	4 月 19 日 ハシブトガラス (北海道)
令和 5 年度 (R5. 10～R6. 5)	H5N1, H5N5, H5N6, H5 (NA 不明)	156 例 (28 都道府県)	2 例 (2 府県)	発生なし	10 月 4 日 ハシブトガラス (北海道)	4 月 30 日 ハシブトガラス (北海道)
令和 6 年度 (R6. 10～R7. 7)	H5N1, H5N2, H5 (NA 不明)	227 例 (19 道県)	発生なし	5 例 ゼニガタアザラシ、 ラッコ (北海道)	9 月 30 日 ハヤブサ (北海道)	6 月 17 日 オジロワシ (北海道)
令和 7 年度 (R7. 10～R8. 6)	H5N1, H5N5, H5 (NA 不明)	170 例 (16 道県)	発生なし	6 例 アライグマ、タヌキ、 テン、キツネ (北海道)	10 月 15 日 オオタカ (北海道)	5 月 22 日 ハシブトガラス (北海道)

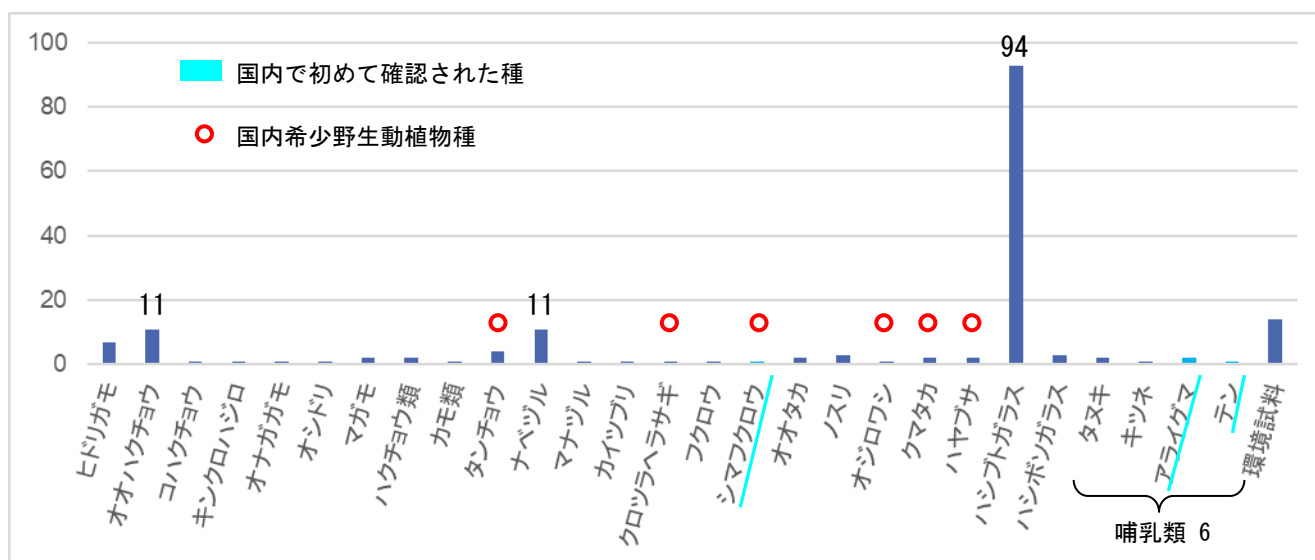


図 1. 鳥獣種ごとの確認件数

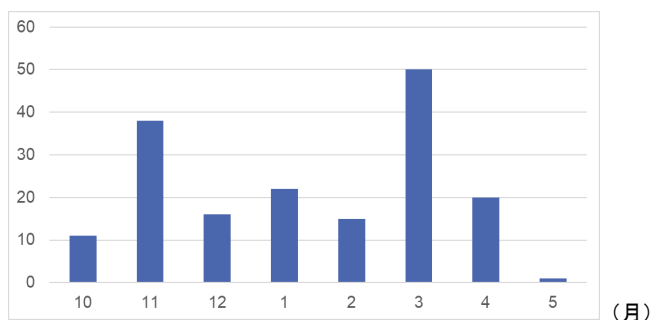


図 2. 月ごとの確認件数

(参考 1) 対応レベルについて

- ・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、対応レベルの設定は、以下を基本としている。近隣国発生情報等により、対応レベルを上げることもある。対応レベルに応じて、調査頻度等に強弱をつけている。

対応レベル 1	発生のない時（通常時）
対応レベル 2	国内単一箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル 3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

(参考 2) 早期警戒期間について

- ・渡り鳥の飛来初期に高病原性鳥インフルエンザウイルスを早期に発見する観点で、毎年 9 月～10 月を「早期警戒期間」として、対応レベル 3 相当として死亡野鳥等調査を強化する。

我が国におけるアフリカ豚熱及び豚熱の 対策と現状について

農 林 水 産 省

令和8年7月

豚熱とは

■ 原因（病原体）

- 豚熱ウイルス（classical swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

■ 宿主

- 豚、イノシシ ※人には感染しない

■ 分布

- 欧州、アジア、アフリカ、中南米の一部の国々で発生。
- 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。

飼養豚では26都県、野生イノシシでは43都府県で発生（令和8年7月1日時点）。

■ 症状

- 発熱、食欲不振、うずくまりや白血球の減少などが見られるが、
明瞭な症状を示さず死亡する場合もある。

※有効なワクチンが存在



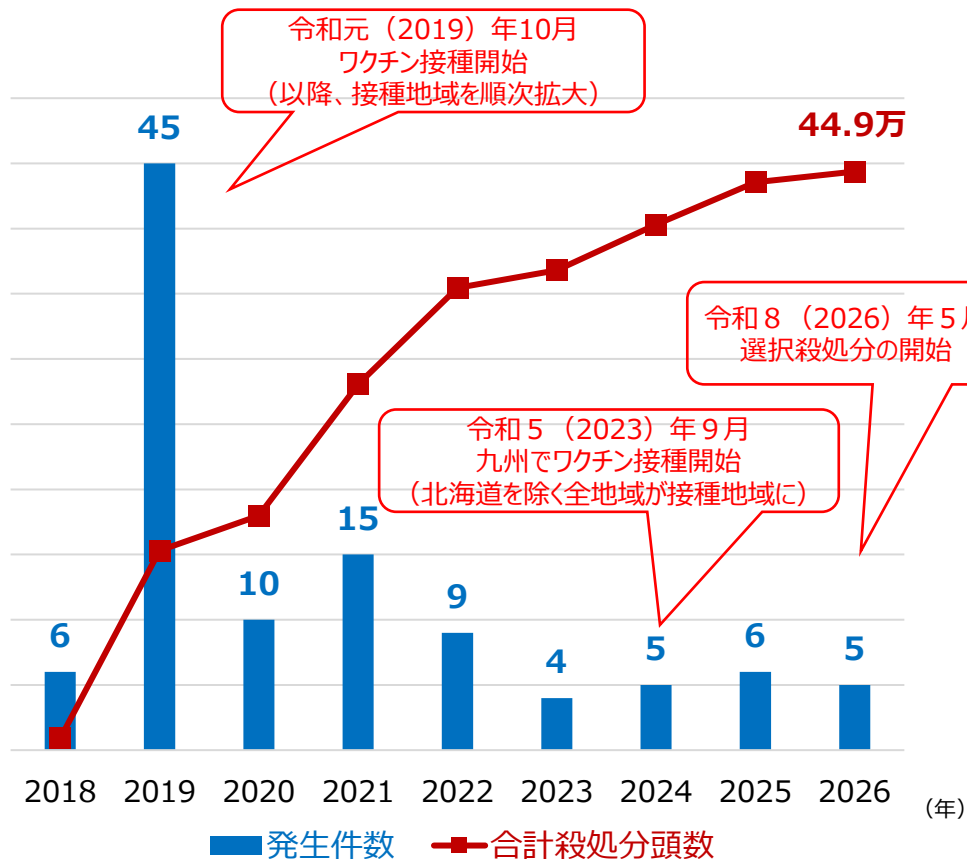
【症状：皮膚紫斑（しはん）】

（出典：動物衛生研究部門）

豚熱の発生状況

- 平成30年9月9日の岐阜県での発生（26年ぶり）以来、**26都県計105事例**発生。
これまでに**約44.9万頭**を殺処分。
- **令和元年10月のワクチン接種開始以降、発生は散発的**となるも、野生イノシシにおける感染拡大に伴い、接種区域は北海道を除く46都府県に拡大。

発生状況の推移



2026年の発生状況

2/26 国内101例目(群馬県15例目)

: 約2,000頭殺処分

3/11 国内102例目(静岡県初発)

: 約2,200頭殺処分※（※関連農場の対象頭数を含む）

4/10 国内103例目(宮崎県初発)

: 約5,500頭殺処分

5/5 国内104例目(静岡県2例目)

: 約2,930頭殺処分

7/4 国内105例目(静岡県3例目)

: 飼養頭数約1,200頭。農場の検査を実施し、
殺処分範囲は繁殖豚を除く約1,000頭となった。

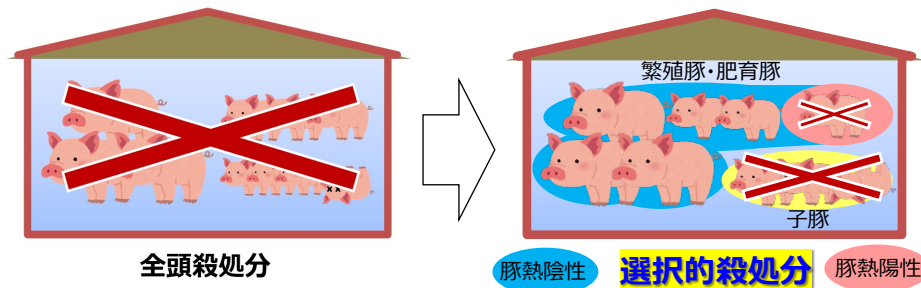
豚熱発生時の防疫措置（選択的殺処分）

- 適切なワクチン接種により免疫を獲得した無症状の豚は感染拡大リスクにならないとの専門家の結論。
- これを踏まえ、令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、選択的殺処分を導入。
- 基本的に母豚及び肥育後期の豚等は対象外となり、経営への影響は大きく低減。

1. 殺処分の範囲

県が、国と協議の上、決定。

- ① ワクチン免疫が成立していない豚
未接種・接種後20日未経過・発育不良
※ 3回目の消毒完了後に生まれた子豚を除く。
- ② 症状が認められ、PCR陽性となった豚
- ③ その他家畜防疫員が必要と判断した豚



2. 防疫措置

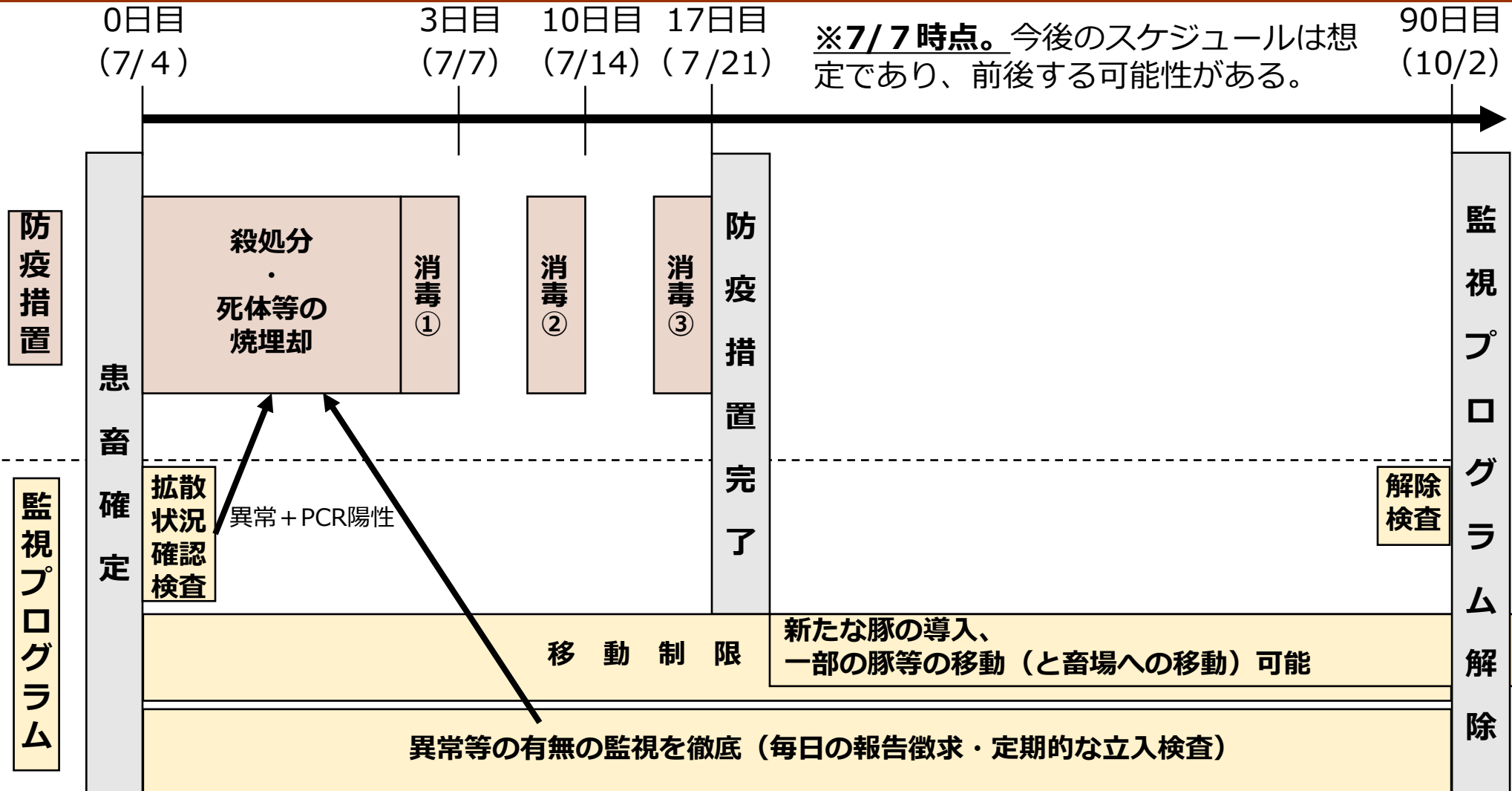
- (1) 拡散状況確認検査
全頭：臨床検査 → 異常豚：PCR検査等
- (2) 殺処分等・消毒
殺処分は1週間以内を目途に実施。
消毒は1週間間隔で3回実施。

3. 監視プログラム

- 移動制限と毎日の報告徴求により監視。
(監視期間：約3か月)
- 防疫措置の完了後（発生から約3週間後）、
症状のない豚は以下が可能。
 - ・ と畜場出荷
 - ・ 子豚の肥育農場への移動

静岡県富士宮市における豚熱事例の防疫措置（選択的殺処分）の流れ

- 当省職員を現地に派遣の上、防疫措置と、殺処分しない豚の移動制限及び監視を併行して実施。
- 殺処分、死体等の焼埋却、3回の消毒が全て完了すれば防疫措置完了。
- 防疫措置完了（発生から概ね3週間程度）後、監視を継続した上で通常の肥育の再開が可能。



現場への丁寧な説明

- **5月19日（施行日）に全国説明会を開催。**都道府県、畜産関係団体向けに選択的殺処分の運用を説明。
- その後、**6月15日までに全国7ブロックにおいて、生産者、都道府県担当者向けの説明会を開催。**
- のべ**約2,500名の関係者が参加**、活発に質疑応答等が行われた。
- このほか、Q&A（100問超）、普及資料等を周知し、理解醸成を図った。

開催結果

日程	5/19	5/25	5/29	6/2	6/5	6/9	6/12	6/15	合計
地区	全国	関東	九州	東北	東海	近畿	中四国	北陸	
出席者数	516	451	508	324	224	163	215	153	2,554

主な参加者（ブロック）

- 午前の部：生産者、畜産関係団体（と畜場関係者含む）、市町村、都道府県
- 午後の部：都道府県担当者（主に家畜保健衛生所の家畜防疫員）

出席者からの反応・質問

- 繁殖豚が残せるので、経営への影響が軽減されてとても良かった。
- 確保すべき埋却地の必要面積は減るか（答：発生時の使用面積は減るが、ASF等に備え従前どおり。）
- 殺処分頭数がどれくらい減るかなど、具体的な発生時のイメージが知りたい。
（答：殺処分は半数程度に減少。防疫措置と飼養管理の時間を昼夜で分けるなどの対応が必要。）

■ 原因（病原体）

- アフリカ豚熱ウイルス（African swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

■ 宿主

- 豚、イノシシ **※人には感染しない。**

■ 分布

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、平成30年8月にアジアで初めて中国で発生して以降、日本を除く**アジア全域に感染拡大。**
※日本では未発生。

■ 症状等

- 突然死や急性～慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。

豚熱に酷似するが、**より致死率が高い傾向。**

※有効なワクチンや治療法はない。

- 発生すれば**養豚業に甚大な影響。**

（※中国では、本病発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。）

- **肉製品において、他のウイルスよりも極めて長い時間残存。**



【症状：全身の出血性病変、チアノーゼ】

（出典：Veterinary school of Barcelona, Spain
Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain）

肉製品におけるアフリカ豚熱残存性

品目	アフリカ豚熱残存期間
加熱調理した肉（70℃で30分以上）	0日
内臓	105日
冷蔵肉	110日
塩漬け肉	182日
乾燥肉	300日
冷凍肉	1,000日

（出典：Beltran-Alcrudo et al,2017）

海外におけるアフリカ豚熱の発生状況

- 平成30（2018）年8月に中国においてアジア初の発生。その後、韓国、ベトナムを始め、**アジア全域に感染拡大**し、東アジアで**未発生なのは日本のみ**。
- 特に**韓国**では、令和元（2019）年9月の発生確認以来、飼養豚・野生イノシシともに徐々に感染が拡大。**令和8（2026）年1月以降、飼養豚での発生が相次いでおり、南部まで拡大**。
- また**台湾**は、**令和7（2025）年10月に飼養豚で初の発生を確認したものの、その後続発はなく、令和8年（2026年）2月に清浄化を宣言**。
- 欧州の飼養豚・野生イノシシでも継続して感染が確認されており、**令和7（2025）年11月にはスペインの野生イノシシで約30年ぶりに感染確認**。

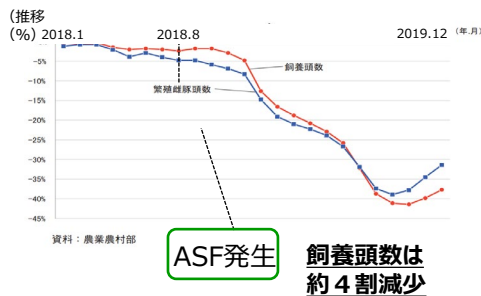
世界の発生状況

■ = 平成17（2005）年以降、
WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域

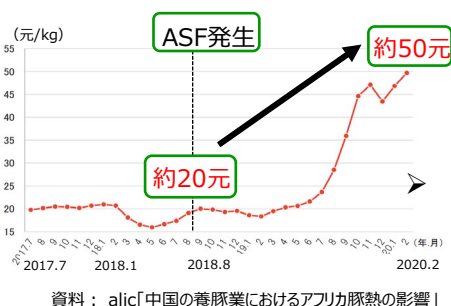


- **中国では、平成30（2018）年の発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。**

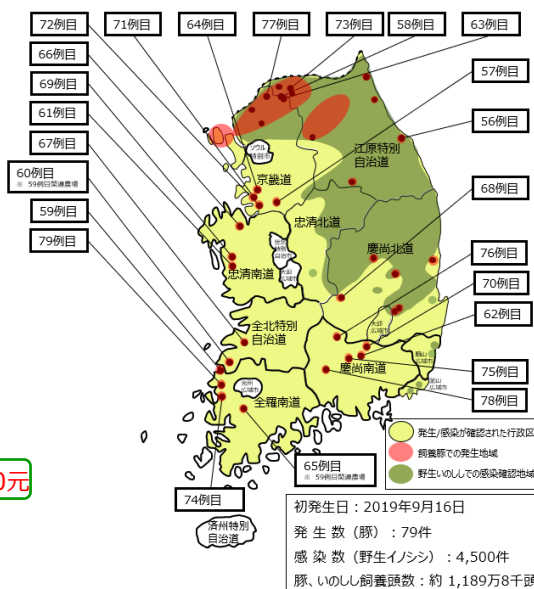
中国の豚飼養頭数の推移



中国の豚肉価格の推移

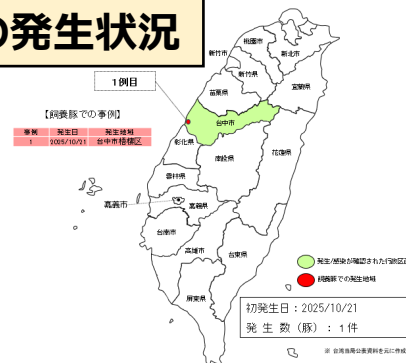


韓国における感染拡大

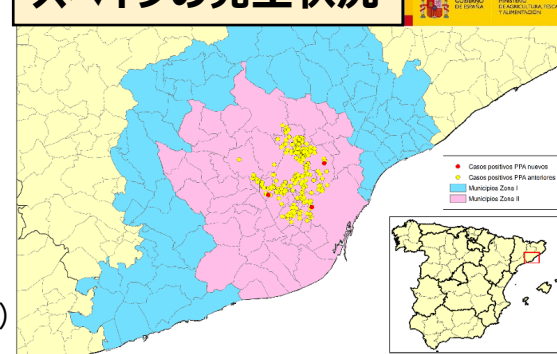


令和8年1月以降、6月23日までに、飼養豚では24例（韓国56例目～79例目）が、野生イノシシでは180例が相次いで発生。

台湾の発生状況



スペインの発生状況

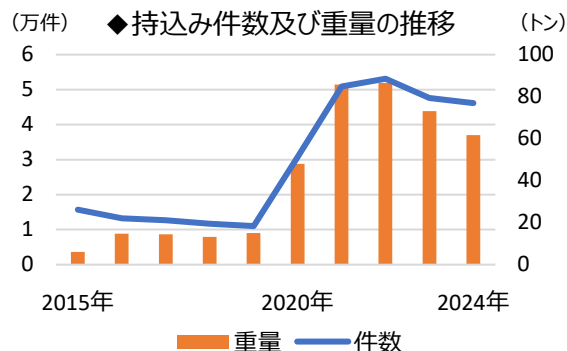


増加する輸入禁止品に対応するための水際検疫の強化

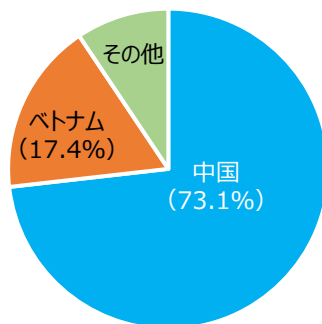
- 2019年頃から国際郵便による違反畜産物の輸入が増加し、現在も高止まり。
- 違反畜産物が含まれる国際郵便物の宛先が外国食材店であるケースも確認。
- 国内の外国食材店では、違法に輸入された疑いのある畜産物が販売されている事例も確認。

現 状

○ 国際郵便による違反畜産物の摘発状況



◆持込み重量の国別割合



○ 郵便物検査における悪質事例

◆探知犬の発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



◆お菓子の容器にジャーキーを隠し、X線から逃れようとした事例



<①の事例>

<②の事例>

○ 違法輸入疑い品の販売事例

- ① 輸入禁止国の言語で表示されたパッケージの肉製品
- ② 輸入禁止の加熱不十分な肉製品



強化の方針

○ 郵便物検査

➡AIを活用したX線画像解析の導入

○ 違反畜産物の対応

➡家伝法改正により以下を強化

- ①家畜防疫官の食材店への立入検査
- ②違反畜産物の廃棄
- ③違反畜産物の販売禁止

(3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金)



出典：Google Map

○ 空港手荷物検査の強化

➡入管・税関と旅客情報を共有し、効率的に違反常習者を捕捉

家畜伝染病予防法改正の概要

- 令和6年11月、福岡県でランピースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大。
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。検査技術の確立を踏まえた殺処分とすることが肝要。
また、県の獣医師の業務量が過大となる中、効果的なワクチン接種の実施体制の構築が急務。
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売が散見され、早急に対応が必要。

法律案の概要

1. ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

- ・ 届出伝染病から**家畜伝染病へ格上げ**し、**緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限**等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）
【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】

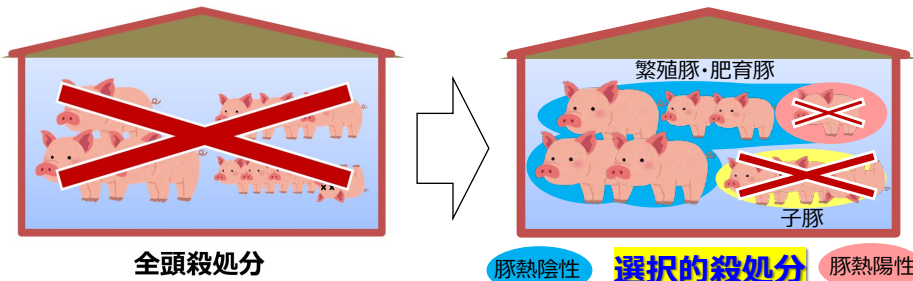


2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、**子豚**
や症状があり検査陽性となった豚を殺処分とする方法に変更

【第16条第1項、第17条】



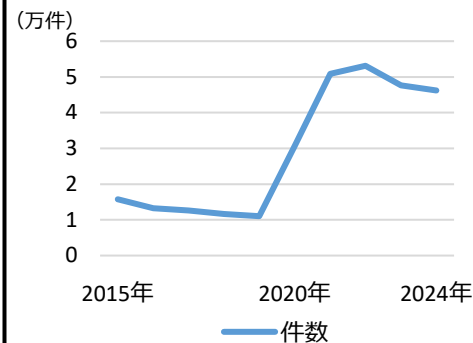
(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

- ① 都道府県からの要請があった場合、研修を受け**獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者**も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置【原始附則第5条～第10条】
- ② 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から**大学や民間検査機関に委託**した場合、**委託費の1/2を国が負担**【第60条第1項】

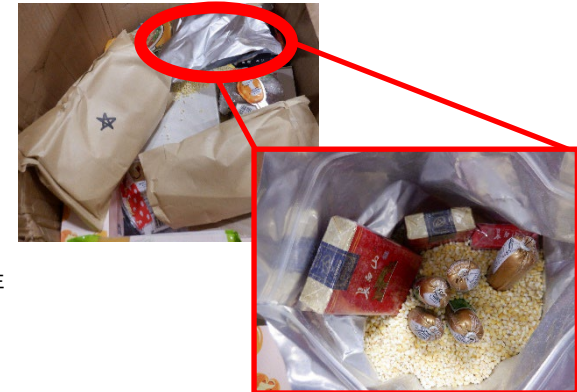
3. 輸入禁止品への対応強化

- ・ AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置
- ① **輸入禁止品の販売等を禁止** 【第44条の2】
- ② **家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限**等を付与 【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日
(ただし、2(1)、(2)②は公布の日。2(2)①は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。3は7月1日に施行。)